

那須町の自然環境、景観等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例施行規則（案）

（趣旨）

第1条 この規則は、那須町の自然環境、景観等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例(平成〇〇年条例第〇〇号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則において、使用する用語の意義は、条例の例による。

2 条例第2条第8号の自治会等には、別荘分譲地を管理する者又は別荘所有者で形成された団体を含むものとする。

（抑制区域）

第3条 条例第7条の規則で定める区域は、別表1に掲げる区域とする。

2 別表1に掲げるもののほか、合理的な根拠を示し、かつ区域内全ての土地所有者の同意を得たときは、町長は当該区域を許可を要する区域として指定することができる。

（許可の申請）

第4条 条例第8条第2項の規定による申請は、事業許可申請書(様式第1号)及び設置事業計画(様式第2号)に、次に掲げる当該事業に係る図書及び第5条第7項の事前協議終了通知書の写しを添えて行うものとする。ただし、50キロワット未満の事業については、第1号、第2号、第6号、第8号及び第18号に係る図書を添えて行うものとする。

- (1) 事業区域の位置図
- (2) 事業区域の区域図
- (3) 事業区域内の土地に係る登記事項要約書
- (4) 事業区域内の土地に係る土地所有者一覧
- (5) 事業区域内の土地に係る公図の写し
- (6) 土地利用計画平面図
- (7) 造成計画平面図及び断面図
- (8) 排水計画平面図及び断面図
- (9) 擁壁の背面図及び断面図
- (10) 太陽光発電設備の構造図
- (11) 事業区域内に設置する工作物の構造図
- (12) 維持管理(撤去処理)に係る書類(様式第3号)
- (13) 設置事業者が設置事業計画を実施するために必要な資力及び信用を有することを証する書類

- (14) 各種法令上の協定を締結しているときは協定書の写し
- (15) 国へ提出する手続状況報告書の写し
- (16) 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成 23 年法律第 108 号)第 16 条第 1 項の規定による電気事業者との特定契約書の写し
- (17) パワーコンディショナーに係る J E T 認証の写し
- (18) 太陽光パネルの製品仕様書
(事前協議)

第 5 条 条例第 9 条第 1 項の規定による事前協議は、設置事業計画事前協議書(様式第 4 号)に第 4 条第 1 号、第 2 号、第 6 号に掲げる図書を添えて、町長に提出する方法により行うものとする。

- 2 町長は、設置事業計画事前協議書の提出があったときは、必要に応じ、現地調査を行うものとする。
- 3 条例第 9 条第 2 項の指導又は助言は、審査(指導・助言)通知書(様式第 5 号)により通知するものとする。
- 4 前項の規定による通知を受けた申請予定事業者は、設置事業計画の内容をその通知された内容に適合させるために関係行政機関、近隣住民等との調整、協議等を自らの責任において行わなければならない。
- 5 第 3 項の規定による通知を受けた申請予定事業者は、その内容を十分検討し、設置事業計画の内容がその通知された内容に適合する見込みがないと判断したときは、事前協議取下書(様式第 6 号)を町長に提出するものとする。
- 6 第 3 項の規定による通知を受けた設置事業者は、設置事業計画の内容がその通知された内容に適合したときは、審査(指導・助言)通知事項回答書(様式第 7 号)を町長に提出するものとする。
- 7 町長は、条例第 9 条第 1 項の規定による事前協議が終了したときは、事前協議終了通知書(様式第 8 号)を申請予定事業者に通知するものとする。
- 8 申請予定事業者は、第 1 項の規定により提出した設置事業計画事前協議書の内容を変更しようとするときは、設置事業計画変更届(様式第 9 号)に変更しようとする内容が確認できる図書を添えて、速やかに町長に届けなければならない。

(標識の設置)

第 6 条 条例第 10 条第 1 項の標識は、様式第 10 号とする。

- 2 設置事業者は、前項の標識を設置したときは、標識設置届(様式第 11 号)に次に掲げる図書を添えて、当該標識を設置した日から起算して 7 日以内に町長に届け出なければならない。
 - (1) 標識を設置した場所が明示された図面
 - (2) 標識の設置の状況及び記載された内容がわかる写真
- 3 設置事業者は、前項の規定により届け出た内容に変更が生じたときは、設置した標識

の内容を変更した後、標識設置変更届(様式第 12 号)に前項に掲げる図書を添えて、当該標識の内容を変更した日から起算して 7 日以内に町長に届け出なければならない。

(説明会の開催)

第 7 条 設置事業者は、条例第 10 条第 2 項の規定による説明会(以下「説明会」という。)は、第 6 条の標識を設置した日から起算して 30 日以内に開催しなければならない。

2 前項の場合において、説明会を開催したときは、説明会開催届(様式第 13 条)に次掲げる書類を添えて、当該説明会を開催した日から起算して 7 日以内に町長に届け出なければならない。

- (1) 説明会で配布した資料
- (2) その他町長が必要と認める書類
(意見の申出)

第 8 条 条例第 10 条第 3 項の規定による意見の申出を行おうとする者は、説明会が開催された日から起算して 14 日以内に、設置事業者に対して設置事業計画に対する意見を記載した書面(以下「申出書」という。)を提出するものとする。

2 申出書の提出を受けた設置事業者は、申出書の提出があった旨の届出書(様式第 14 号)に当該提出があった申出書の写しを添えて、町長に報告しなければならない。

(近隣住民等との協議)

第 9 条 条例第 10 条第 4 項の協議は、申出書の提出があった日から起算して 14 日以内に、当該申請書を提出した者(以下「申出者」という。)に対し、当該申出書に対する見解を示した書類(以下「見解書」という。)を提出するものとする。

2 設置事業者は、前項の見解書を提出するときは、申出者に対しその内容を説明し、その理解を十分に得るものとする。

3 設置事業者は、第 1 項の協議を行ったときは、見解書の写しを添えて、協議状況届(様式第 15 号)を当該協議が終了した日から起算して 7 日以内に町長に届け出なければならない。

(設置許可の基準)

第 10 条 条例第 11 条第 1 項第 1 号の規則で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 事業区域に鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成 14 年法律第 88 号)第 28 条第 1 項の規定により指定された鳥獣保護区及び同法第 29 条第 1 項の規定により指定された特別保護地区を含むときは、当該鳥獣保護区及び特別保護地区において鳥獣を保護すべき措置が十分に講じられていること。
- (2) 希少野生動植物の保護や、野生動植物の営巣地点等生態系の維持に配慮した太陽光発電設備の配置及び施工を行うこと。
- (3) 事業区域内に生育する樹木を伐採するときは、必要最小限の範囲のものであること。

2 条例第 11 条第 1 項第 2 号の規則で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 那須町景観条例(平成 20 年条例第 4 号)に基づく景観形成重点地区における太陽光発電設備に関する景観形成基準に適合していること。
 - (2) 事業区域と隣接する土地との間に別表 2 で定める緩衝帯が設けられていること。
 - (3) 緩衝帯の外周は、原則として常緑樹を植栽すること。
- 3 条例第 11 条第 1 項第 3 号の規則で定める基準は、次のとおりとする。
- (1) 事業区域に森林法(昭和 26 年法律第 249 号)第 25 条第 1 項の保安林の存する土地を含まないこと。
- 4 条例第 11 条第 1 項第 4 号の規則で定める基準は、次のとおりとする。
- (1) 事業区域において、切土、盛土等の造成を行うときは、必要最小限度の範囲のものであること。
 - (2) 造成計画が宅地防災マニュアル(平成 19 年国都開第 27 号)の基準に適合していること。
- 5 条例第 11 条第 1 項第 5 号の規則で定める基準は、次のとおりとする。
- (1) 事業区域内の雨水その他の地表水を排除することが出来るよう必要な排水施設が設置されていること。
 - (2) 排水施設の構造が下水道法施行令(昭和 34 年政令第 147 号)第 8 条第 2 号、第 3 号及び第 8 号から第 10 号までに掲げる基準に適合していること。
 - (3) 擁壁を設置するときは、宅地造成等規制法施行令(昭和 37 年政令第 16 号)第 6 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に掲げる基準に適合していること。
 - (4) 下水道、排水路、河川その他の排水施設の放流先の排水能力に応じて必要があるときは、一時雨水等を貯留する調整池その他の施設が設置されていること。
- 6 条例第 11 条第 1 項第 6 号の規則で定める基準は、次のとおりとする。
- (1) 軟弱地盤であるときは、土の置換え、水抜きその他の措置が講じられていること。
 - (2) 地山と盛土部分に滑りが生じないように段切りその他の措置が講じられていること。
 - (3) 盛土部分の土砂が崩壊しないよう締固めその他の必要な措置が講じられていること。
 - (4) 事業区域の境界に境界杭、茶色系のフェンス等の工作物が設置されていること。
- 7 条例第 11 条第 1 項第 7 号の規則で定める基準は、次のとおりとする。
- (1) 大型車の通行等による道路、河川、水路その他の公共施設の破損等を防止する措置が講じられていること。
- 8 条例第 11 条第 1 項第 8 号の規則で定める基準は、次のとおりとする。
- (1) 事業区域に近接する住宅、道路等に対し、太陽光の反射が発生する角度に太陽光発電設備が設置される場合は、透過性パネルの設置その他太陽光の反射を軽減する措置が講じられていること。
 - (2) 太陽光発電設備から発生する騒音が事業区域及び周辺地域の騒音規制基準（騒音

規制法(昭和 43 年法律第 98 号)第 4 条第 1 項及び栃木県生活環境の保全に関する条例(平成 16 年栃木県条例第 40 号)第 5 条第 1 項の規定により定められた騒音に係る規制基準をいう。)に適合していること。

(3) 太陽光発電設備の定期的な維持管理及び補修を行う体制が整えられていること。

(4) 太陽光発電設備の搬入及び設置を行う時間、期間等が近隣住民等の生活環境への影響を最小限とするものであること。

(標識の掲示)

第 1 1 条 条例第 12 条の規則で定める標識は、様式第 16 号とする。

(関係書類の閲覧)

第 1 2 条 設置事業者は、条例第 13 条の規定による閲覧をさせるときは、あらかじめ、閲覧をさせる場所及び時間を定めて行わなければならない。

(着手の届出)

第 1 3 条 条例第 14 条の規定による届出は、事業着手届(様式第 17 号)によるものとする。

(完了の届出等)

第 1 4 条 条例第 15 条第 1 項の規定による届出は、事業完了(廃止)届(様式第 1 8 号)によるものとする。

2 条例第 15 条第 2 項の検査済証は、様式第 19 号とする。

(変更許可の申請)

第 1 5 条 条例第 16 条第 1 項ただし書きの規則で定める軽微な変更は、許可事業者又は工事施行者の氏名又は住所の変更その他の事業区域の現況、設置事業の規模等を勘案し町長が設置事業計画の内容を再度審査する必要がないと認める事項の変更とする。

2 条例第 16 条第 2 項の規定による変更許可の申請は、設置事業変更許可申請書(様式第 20 号)に、変更の内容が確認できる図書を添えて行うものとする。

3 条例第 16 条第 3 項の規定による届出は、変更したときから 14 日以内に設置事業変更届(様式第 21 号)に同項の軽微な変更がわかる書類を添えて行うものとする。

(許可通知書等)

第 1 6 条 町長は、条例第 8 条第 2 項の許可申請又は条例第 16 条第 2 項の変更許可の申請があった場合は、許可をするときにあつては許可通知書(様式第 22 号)により、許可をしないときにあつては不許可通知書(様式第 23 号)により通知するものとする。

2 条例第 11 条第 2 項第 3 号の規定による不許可通知をするときは、行政手続条例第 8 条の規定に基づき行うものとする。

(承継の届出)

第 1 7 条 条例第 17 条の規定による届出は、承継届出書(様式第 24 号)に関係書類を添えて行うものとする。

(設置事業の届出)

第18条 条例第19条第1項の規定による届出は、設置事業届出書(様式第25号)に第4条第1号、第2号、第6号、第8号及び第18号に掲げる図書を添えて行うものとする。

2 条例第19条第2項の規定による指導又は助言は、届出受理(指導・助言)通知書(様式第26号)により、当該届出事業者に通知して行うものとする。

(設置事業の変更の届出)

第19条 条例第21条第1項の規定による届出は、設置事業変更届出書(様式第27号)に変更の内容が確認できる図書を添えて行うものとする。

(発電事業の変更の届出)

第20条 条例第24条の規定による発電事業の変更の届出は、発電事業変更届出(様式第28号)に国から交付された変更認定通知書又は国の受領印を押した変更届出書の写しを添えて行うものとする。

(発電事業終了の届出)

第21条 条例第26条の規定による発電事業の終了の届出は、発電事業終了届(様式第29号)に国へ提出した「再生可能エネルギー発電事業廃止届出書」の写しを添えて行うものとする。

(身分証明書)

第22条 条例第28条第2項の身分を示す証明書は、様式第30号とする。

(補則)

第23条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、平成〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。